

## 序文

この規格は、JSIA300分電盤通則と組合せて使用する汎用形分電盤 I (IC1.5kA) について規定する。

この規格は、汎用形分電盤の仕様を明確にし、認識を高めるとともに、機種選定のための提示資料の標準化をはかり、さらに分電盤に関する技術の向上、完全の確保及び省資源化を推進することを目的とする。

### 1 適用範囲

この規格は、建築電気設備などにおける周波数50Hz若しくは60Hzの単相2線式100V又は200V1)、単相3線式100/200Vの回路に使用する電灯分電盤(以下、分電盤という。)のうち壁面等に取付ける構造のもので、基準定格電流が225A以下、分岐過電流遮断器の定格遮断電流は1.5kA以上のものとする。

注記1 この分電盤は、一般用電気工作物及び自家用電気工作物に適用する。ただし、船舶車両、航空機の施設などについては適用しない。

注記2 この分電盤は、施工段階の現地で、組立・改造できるスペース等を具備した機種も含める。

注1) 対地電圧150V以下の場合に限る。

### 2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義はJSIA300によるほか、次による。

#### 2.1

露出・埋込共用形

露出形及び埋込形のいずれにも使用できる構造のもの。

#### 2.2

屋内形

湿気又は水気の少ない屋内の使用に適する性能を有するもの。

#### 2.3

屋外形

風雨雪及び直射日光にさらされる場所の使用に適する性能を有するもの。

#### 2.4

屋側形

風雨雪及び直射日光にさらされる建築物の屋外側面の使用に適する性能を有するもの。

#### 2.5

分岐回路数

分電盤に取付けられた分岐過電流遮断器の数。

## 2

JSIA305:2010

### 3 使用状態

JSIA300による。

### 4 種類

分電盤の種類は次の通りとする。

#### a) 施設方式による区分

- 1) 露出形のもの
- 2) 埋込形のもの
- 3) 露出・埋込共用形のもの

#### b) 設置場所による区分

- 1) 屋内形のもの
- 2) 屋外形のもの
- 3) 屋側形のもの

#### c) 相・線式による区分

- 1) 単相2線式
- 2) 単相3線式

#### d) 電源の数による区分

- 1) 分電盤に接続される電源が1つのもの
- 2) 分電盤に接続される電源が2つ以上のもの